

**特別養護老人ホーム
大規模改修費補助事業概要**

○制度の目的

本区は、地域の高齢者福祉行政に不可欠な特別養護老人ホームに対し、事業の継続的な運営と施設の維持・補修を支援するため、都の補助制度に併せ、区独自の補助制度を設けています。

開設後、適切な時期に修繕工事を行うことで、施設の長寿命化を図ることが可能となります。本制度を活用し、計画的な施設の大規模改修をご検討ください。

○補助対象工事

1	経年劣化により使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事又は外壁、屋上等の防水工事等の改修工事
2	経年劣化により使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改修工事
3	入所者の生活環境の改善を目的として行う居室、浴室、食堂等の内部改修工事
4	居室と避難通路(バルコニー等)との段差の解消を図る工事又は自力避難が困難なものの居室を避難階へ移すための改修等の防災対策に配慮した施設の内部改修工事
5	アスベストの処理工事又はその後の復旧等に関連する改修工事
6	消防設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等の改正に伴い、新たに必要となる設備の整備
7	緊急災害時の自家発電設備

※上表の1～3は、施設の創設又は改築の際に補助金を受けて行った改修工事の竣工後、10年以上経過している場合に限ります。

○補助要件

東京都の大規模改修補助事業の補助対象として内示を受けていること
(ただし、緊急を要する改修工事については、区長が特に必要と認める場合に限り補助対象となることがあります。)

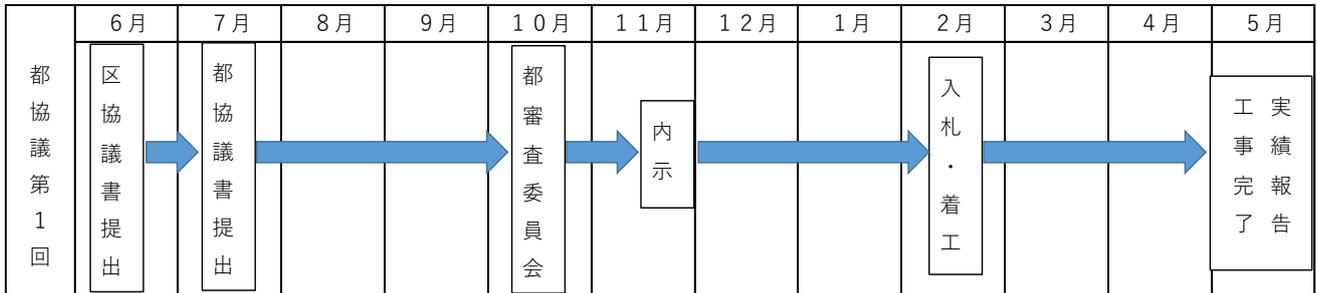
※過去3年間の収支状況に赤字が続いている場合や敷地に抵当権(事業に関係のない借入金の担保となっているものなど)が設定されている場合は、補助を受けられないことがあります。詳しくは、東京都福祉保健局ホームページの法人審査要領をご確認ください。

○補助額

「総事業費から都の補助金を差し引いた額」と6000万円を比較して、少ない方の額に1/2を乗じた額

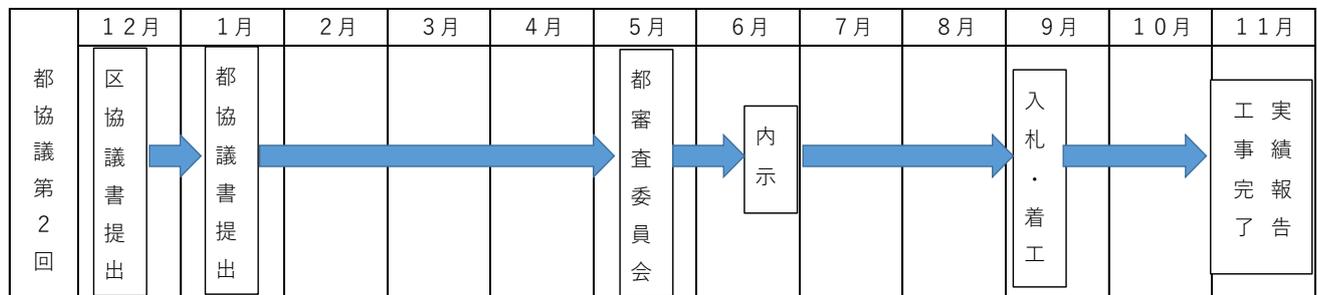
○手続きの流れ(都協議は年に2回実施)

・第1回目協議の場合



※工事が年度をまたぐ場合、内示を受けた年度内に着工し、1%以上の出来高を計上する必要があります。

・第2回目協議の場合



○注意点

- ・上記のスケジュール表は、令和6年度の大規模改修等の日程を参照しています。
- ・都への補助協議書の提出に当たり、改修計画に対する区の意見書の提出が求められます。このため、区への協議書の提出や現地確認が必要となります。大規模改修をご検討の際には、早めに担当にご相談ください。

担当
江戸川区福祉推進課計画係
(電話)03 - 5662 - 1275